

## 議会改革・活性化調査特別委員会記録【概要】

1 日 時 令和7年3月27日（木曜日）

午前 10時00分 開 会

午前 11時06分 閉 会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 伊 藤 優 子 | 副委員長 | 神 野 恭 多 |
| 委 員 | 片 平 恵 美 | 委 員  | 黒 田 真 徳 |
| 委 員 | 合 田 晋一郎 | 委 員  | 藤 田 誠 一 |
| 委 員 | 山 本 健十郎 | 委 員  | 高 塚 広 義 |
| 委 員 | 伊 藤 謙 司 | 委 員  | 大 條 雅 久 |

4 欠席委員

な し

5 説明のため出席した者 な し

6 議会事務局職員出席者 局 長 山 本 知 輝 課 長 徳 永 易 丈

副課長 鴨 田 優 子 副課長 岡 田 洋 志

主 事 林 玲 奈

7 その他出席議員 議 長 小 野 辰 夫 副議長 伊 藤 嘉 秀

委員外 井 谷 幸 恵

8 本日の会議に付した事件 (1) 議会改革・活性化に関する調査

9 概 要

（委員長）本日は、政務活動費について、協議をお願いする。事前に各会派等から、見直しに関する意見をいただいているので、それに基づき進めていきたいと思う。ご提出いただいた見直しをしてはどうかという事項として、まず、ガソリン代ですが、現在対象外となっている市内旅費を対象とし、市内旅費に係るガソリン代を認めてはどうか。次に、携帯電話ですが、調査活動や広聴活動で計上できる文書通信費として、携帯電話の通信通話料を認めてはどうか。交付の方法としては上限付き実費払いとしてはどうか。上限額としては、月額で3,000円から5,000円までを想定してはど

うか。次に、広報誌等の発行経費ですが、現状は、会派全員で発行する会派通信については、掲載内容に基づき政務活動費の対象となるが、市政報告に関する個人通信についても同様な取り扱いとしてはどうか。広報紙報告書の会派が発行するものの限定を解除してはどうか。次にその他の意見として、議員活動などに関する必要な書籍の購入は個人であっても、全額政務活動費として使えるようにしてはどうか。講師謝礼について時間単価の対象者区分の中で、大学教授や准教授等でない、それに準ずる者の規定を明確化する必要があるのではないか。会派が行う活動という制限を外してはどうか。政務活動費支出は個々の責任を明確にする必要があるのではないか。政務活動費を1万8,000円から3万円に増額してはどうか。内規により細かく制限している支出基準を緩和して使いやすくしてはどうか。現在の政務活動費は日常的な議員活動の経費には使いにくい。近年の政務活動費の未執行傾向は、コロナ禍以降の研修離れ、行動制限、自粛が影響していると思う。

以上のような意見があったので、これに基づき、各事項について協議していきたいと思う。協議に入る前にまず検討が必要な事項等について、議事課長から説明させる。

(議事課長) 今回の各事項の協議にあたり、検討が必要な事項等について説明する。1番目の政務活動費経費は、参考として、政務活動費のこれまでの経緯を整理している。一番上の段だが、もともとは市政調査研究費という名称で、地方自治法の各種団体等に補助金を支出することができるという規定をもとに、市で要綱を定めて会派にのみ交付していた。金額は、予算の範囲内においてとし、毎年度予算要求時に金額設定をし、当初は月額1万円だったが、その後増額をし、平成4年度から現在と同じ1万8,000円となっている。次に、中段だが、その後、地方自治法の改正により、平成13年4月から政務調査費が制度化され、交付に関する条例を制定した。その際、金額と会派に対して交付することを踏襲し、ただし、会派を結成できない議員については、議員個人を会派とみなして交付するよう規定している。次に、一番下の段だが、その後、地方自治法が改正され、これまで交付対象となっていた議員の調査研究に加えて、その他の活動も対象とした政務活動費という名称に改められ、現在に至っている。なお、このときに交付対象に加わった、その他の活動というのは、具体的には、調査研究には属さない国等への補助金等の要請陳情活動に係る経費で、本市でも条例改正の際に、交付対象項目に要請陳情活動費を加えている。次に資料、次のページの2番、県内市議会のガソリン代、携帯電話代の取り扱いの状況だが、政務活動で市内の自家用車で移動した際のガソリン代を対象としているのは、東温市と松山市の2市。東温市は、1キロメートル当たり37円、松山市は領収書と走行記録表の添付による実費、それが困難な場合は按分率の上限を2分の1とし、その上で毎月の上限額を1万円としている。次に、携帯電話代を対象としているのは、松山市と宇和島市の2市。松山市は領収書と明細書を添付し、該当部分が明確であれば、実費、それが困難な場合は按分率の上限を2分の1とし、その上で毎月の上限額を1万円としている。宇和島市は按分率を2分の1とし、上限額は設けていない。次に資料、次のページの3番、個人使用を含むガソリン代及び携帯電話代の按分の考え方については、この表では、議員活動とその他の活動を区分している。議員活動のうち、一番上の市政に関する調査研究等の活動に係る経費については、交付対象である政務活動のみに使われる経費として明確に区分できない場合には、按分の考え方をとることになる。ここでは、過去の判例で示された按分率を例として示しているが、政務活動の割

合が2分の1というのは、政務活動とそれ以外の活動の割合が半々というもので、4分の1については、議員活動とその他の私活動の割合が半々で、さらに議員活動全体のうち半分が政務活動であるということだ。9分の1については、議員活動が全体の3分の1で、その他の私活動が3分の2、さらに議員活動全体のうち3分の1が政務活動であるという考え方による。なお、この按分率は、裁判において個々の議員の活動状況を見て、それぞれ認められたものの一例で、このほか、違う割合が認められた事例もある。こうしたことを踏まえ、先ほど説明した松山市では、一律の2分の1ではなく、2分の1以下として上限を定めて、その範囲内で議員個々の割合を採用する形をとっていると伺っている。次に資料、次のページの4番、市内移動分のガソリン代を支出対象とする場合の検討事項について。(1)の支出できる項目の設定については、現在、市外に自家用車を使って視察等に行く場合に、出発前にガソリンを満タンにして終了後に補給した実費を交付対象としており、この場合、走行記録も添付することとしているが、市内旅費は対象外としている。今回、市内での政務活動で使用したガソリン代を対象とする場合に、1点目として、市内旅費も対象とすることの決定、2点目として、現在、旅費の支出対象項目は、右端欄のアの調査研究費からエの会議費までの4項目としているが、これに市内の政務活動として考えられる広報費や広聴費も追加すること、また、年度末の収支報告書の提出の際には、どの項目でいくら使ったかを明記する必要があるので、一つの領収書内に調査研究費と広聴費等、複数の項目での使用がある場合には、最も多く使った項目で計上するといったルールづくりが必要となる。次に、中段の(2)の政務活動に係る経費の明確化については、市内での移動の場合、アの実費については、活動ごとの領収書添付というのは難しく、イの按分の考え方が主体となると思うが、按分率をどのようにするか、その上で、松山市のように毎月で上限額を設けるかどうか、また、按分率を一律とせず、何分の1以下というように、上限を設けてその範囲内で個々の議員の実情、使用頻度に応じて個別に按分率を決定する取り扱いとしている議会もあり、その場合は、より適正で、より対外的に説明がつく金額の算出ができる一方で、議員それぞれが根拠となる資料を整備する必要がある。また、政務活動での使用を示す資料として、記録簿の整備が上げられる。次に、一番下の段の(3)個人活動の位置付けの明確化については、政務活動費は会派が行う活動について支出ができるものだが、個人研修旅費や参加負担金については、現在、政務活動費の手引きには明記はしていないが、会派の了承のもとで活動し、その活動内容や結果を報告書等で会派に報告、共有ができるものについては、会派の活動に含めることができるという考え方から、個人が行う活動も支出対象としている。新たに市内移動分のガソリン代を対象とする場合には、同様に会派に報告、共有ができるものは対象ということで、この考え方について、この際、手引きに明記していくことが必要であると考え。次に資料次のページ5番、携帯電話代を支出対象とする場合の検討事項について。(1)の政務活動に係る経費の明確化については、携帯電話代には政務活動以外の費用も含まれることから、按分の考え方を取ることになる。この場合、ガソリン代と同様に、按分率をどのようにするか、その上で、毎月で上限額を設けるかどうか、また、按分率を一律とせず、何分の1以下というように上限を設けて、その範囲内で個々の議員の実情、使用頻度に応じて個別に按分率を決定するようになるかどうか、政務活動での使用を示す資料として、記録簿の整備が上げられる。また、支出対象として基本料金やかけ放題等の料金

部分をどのように扱うかの検討も必要だ。携帯電話代に含まれる通信に係る経費については、議員活動及び政務活動用に整備している議会タブレットに月 8 ギガの経費を公費で見ているため、通信費は対象外とするのが妥当と考えている。次に、中段の (2) の支出できる項目の設定については、主には調査研究費と広聴費での支出となろうかと思う。次に、一番下の段の (3) 、個人活動の位置づけの明確化については、ガソリン代と同様だ。次に資料次のページ 6 番、個人が発行する広報紙等を支出対象とする場合の検討事項について。広報誌等については、現在、個人での発行を会派活動として位置付けすることが困難であるため、対象外としており、一人会派の議員の取り扱いとも整合をとって、個人が発行するものはすべて対象外としている。このことから、個人が発行する広報紙等を支出対象とするためには、政務活動費の交付対象を個人の議員とするよう、条例や規則等を改める必要がある。なお、広報誌等の発行に際しては、こちらに判例の一部を挙げているが、対象外となる部分に注意が必要となる。次に、7 番の政務活動費の交付対象を個人の議員とする場合の検討事項について。個人の議員を対象に、政務活動費を交付とした場合には、政務活動費の交付に関する条例、規則、手引きの改正が必要となる。あわせて、議会基本条例の第 8 条で、会派は政務活動費を適正に執行し、市民に対して説明責任を負うものとする規定しているので、この部分についても改正が必要となる。また、これまでとは取り扱いが大きく変わることになり、まず、(1) の支出管理については、現在、会派ごとに口座を作って管理しているが、それが、議員個々に管理することになる。次に、(2) の収支報告書の作成、ホームページ等での公開については、議員個人ごとに作成して公開することになるので、支出経費について、これまで以上に支出内容の説明責任を求められると考える。このことについては、各会派等からのご意見の中にも、支出について、個々の責任を明確にするということが上げられている。次に (3) の備品購入費、消耗品購入費等の適正支出の担保については、個人での支出になるので、購入品の使用目的について説明ができるよう明確にする必要があると考える。次に、こちらに記載はしていませんが、見直し要望のあった、個人での書籍の購入については、現在の規定では、会派が行う活動に対して交付するものであるもので、考え方としては、会派で共用をするものが対象となり、そのような使い方をして、会派控え室に備えつけることが原則となる。もう 1 点、研修会の開催にあたって、講師謝礼を支出する場合の時間単価を決定する際の講師区分の明確化については、政務活動費の手引きに記載している講師謝金の単価表は、市が決めている基準と同じとしており、大学の教授、准教授、講師にそれぞれ準ずるものというのはどういう人かわかりにくい部分はあるが、その他の講師や基準額では困難な場合には、別途協議して決定するという規定も合わせてあるので、その方が、他の講演会で受け取られた謝金額等も参考にしながら妥当な金額を決定するという、現在の取り扱いを継続するのが適切ではないかと事務局では考えている。以上、各事項の協議にあたり検討が必要な事項等について、主だったものを上げている。今後、各事項を進めていく中で、このほかで細かな運用の取り決めも必要になってくるものと考えている。

(委員長) 議事課長から説明があったが、この説明資料をもとに一つずつ協議していきたいと思う。各検討事項とも皆さんに直接関わる事項なので、本日は皆さんの意見を聞き、それらを踏まえて、会派に持ち帰りご協議いただき、次回の会議で改めて協議したいと思うのでよろしく願います。

まずガソリン代について、市内で移動する部分も対象とすることについてはいかがか。

(委員) ガソリン代は市内旅費のくくりで、今回、資料を作っていただいているが、実際誰もが経験したことではないかと思うが、現実には県内での出張っていうのも請求をしていない。正直隣町ではこうなんだけど、なんで新居浜はしてくれないのとか、違うのっていう問い合わせに対して、電話で済ませることもあるが、実際、四国中央市に調べに行く、今治へ行く松山までということはある。ですから調査のための旅費という意味では、市内に限定はされないと思う。ただ、私自身は結論として、ガソリン代を出す請求をいちいち出すっていうのは面倒だし、いかがかな。ただ、調査のため、また、陳情をしに行くんじゃないかって受ける立場として、通信費、交通費っていうのは使っているんで、どちらかの名称で幾ばくかの政務活動費での負担があるのは、金額よりも、政務活動費ってそういうもんだらうっていう建前というか思いがあり、そういった活動が、サポートされないというか、経費的に見てもらえないというのは、何かしっくりいかないという思いがある。

(委員) 私もガソリン代や携帯代を按分するとなったら、1,000円とか2,000円とかになると思う。そうじゃなくても、根本を使いやすい政務活動費にして欲しいので、ガソリン代1,000円、携帯代1,000円、2,000円を政務活動費でつけるとかにしないと、市議員が、携帯代で2,000円請求した、按分したとか、わかりにくかったら結局またみんな使わなくなるので、結局は政務活動費の1万8,000円を1万9,000円にして、あとはもろもろこれで、1ヶ月やってくださいねというように、使い勝手のいいようにした方がいいと思う。

(委員) 制度的には作っていてもいいのかなと思う。市内では使わないが。でも別子にあがる時とかはひとつありなのかなとは思う反面、言うように使い勝手だったり本当に必要な場合、制度上使えるようにはしていてもいいのかなと思う。

(委員長) 別子山は市内になるから。さっき色々言われたような、それこそ本当に請求するのなら、距離とかっていう考え方はあると思うが。距離とかを写メに撮って、次も写メ撮ってとか、ちょっと現実的に厳しいかなというところもあるかと思う。さっき委員さんが言われたように、例えば四国中央市に行くとかなら、ガソリン代、どれだけ走るのかということで認めてもいい、そういう制度を作ってもいいんじゃないかという気はしするけど。他にご意見は。

(委員) 事務局に聞きたいが、松山は上限1万円。1万円あったら、今だったら50リッターぐらい買えるかな。これ、皆、上限1万円を出してるんじゃないのか。一時、選挙の街宣カーで皆さん上限でって言って、おけんたいで出してるのがあってもそれやめましようねっていうのがあって皆さんやめたと思う。本当に松山市さんは、ちゃんと領収書と走行記録を出されてるのか。

(議事課長) 松山市議会の状況については、議員個々に政務活動費を交付するような作りになっており、今現在、ホームページでそれぞれ委員さんの、収支報告書や領収書をホームページで公開していて、それを確認させていただいたところ、ガソリン代の交付を受けてる議員さんについては、月ごとに幾ら、ガソリン代を入れた領収証、それに対して按分率幾らと1万円と比較して、該当する金額を請求することで、領収書についても、ガソリンスタンドの領収書が全部添付されて、それがホームページに公開されているので、実際に本当に支払った金額に対しての按分率なので、松山の場合は、完全に走行記録表ができて、領収書があるのであれば全額出るが、その区分が難しい場

合には按分の考え方ということで、按分の方を採用されてる議員さんが多い。今現在は、ほとんどそういう状態だ。

(委員) 私は年がら年中ずっと車に乗ってて、それは政務活動か、プライベートかっていう分け方ができないので、これ、領収書つけたらいいですよって言ったら、何かもめるような気がする。

(委員長) 領収書をつけた中の9分の1とか3分の1にするか、半分にするか色々あるけど、そういう考え方になるのかな。じゃないと難しい。

(委員) すべての根底にあるのが、ガソリン携帯云々っていうよりは、今会派に支給されているものを、個人にまずシフトするかしらないかというところが重要なかなと思う。使いやすいついていうのと、報告書をちゃんと出す出さないというのはまた別の話だと思う。何でも使えるようにしていただいたいと思うが、その報告だったり、そういうところをガチガチにしとかなないと、個人の責任だと思うので。でも、そういうふうしておくべきなんじゃないのかなとは話を聞いてて思った。

(委員) 会派の方でも話が出たんだけど、後にも出てくるが、会派で個人の通信の話になって、あんまりガソリンについての話はさらっと流れた感じになったが、ここでも協議する中で、本当に使うとしたら別子山の方へ、市民相談に行くとかいろいろ調査に行くぐらいなので、あまり該当するようなことは今までの経験上ほぼないが、市内では市民相談にあちこち行くのはもちろんあるが、一つ一つきちっと押さえて報告をしていくということは正直あまり現実的ではないと思う。するのであれば先ほど、提案もあったような、一律2,000円とか、市民相談でしっかり動いてるのを前提にして、そういう考え方もありかなという、聞いてて、そう感じた。

(委員) ひとつは毎月の報酬費を上げるのが一番だと思うし、政務調査費の話だったら、法的に、問題ないようなことで、すべてやれるようにしておかなかつたら、使いにくいはず。皆これガソリン代もたくさんいただけるなら使うかもしれないが1,000円、2,000円では難しいと思うし、私は報酬を上げるのが一番だと思う。

(委員) 皆さんと同じような意見になるが、やっぱり使うたびにまとめて請求してっていう、今のことを考えるとそれはすごく使いにくいから結局使わなくなっちゃうかなっていうふうに思うのと、一律定額でって言ってそれで現実的な、2000円、3000円っていうさっき皆さんがおっしゃってるような額で、考える方が使えるのかなというふうに思う。

(委員長) 今までの考え方としたら、一律2,000円、3,000円って言ったら報酬みたいな形になる。

(委員) ガソリン代については、一回会派に持って帰りたい。

(委員) さっき委員長がおっしゃっていた、一律で金額を決めるっていうのは、私、今回いろんな議会関係の法令や規則とかを当たっていて、定額で決まった額を支給するという点に関しては、ちょっとやってはいけないという意味合い。報酬は定額でもらっているけど、経費関係、定額支給を決め、額決めて、一律に出すのは、良くないという指摘があった。それで意見の中で、あくまでも領収書を支出、書類をつけた上で、負担する上限額を決めるというので、定額になるということをしてはいけないということに気づいた。委員がおっしゃったように、報酬で解決したらいいじゃないかというのは、最もだと思う。ただ最初に申し上げたように、議員は何もしてないのかと思われているわけではないんだろうけど、活動費っていうのが要るんだ、かかっているんだっていう

のは、見える形で認めていただきたいなという思いはある。結果としてそれが規則に反映できるかどうかは難しいというのはわかる。

(議事課長) 一点補足をさせていただく。

先ほど委員さんがおっしゃられた件については、本市議会の政務活動費の交付に関する規則の方で、使途基準という条項のところで、次に定める経費に充てることができないと定めており、その中に「定額的に議員に支給する経費は充てることができない」という定めをしている。これについては、政務活動費というのは、基本的に、実費弁償という考え方で使ったものに対して、支給をするという考え方が根底にあることから、一律の支給、上限を設けた上限額での結果的に定額になるのは致し方ないが、それが不在状態での定額支給というのは、充てることができないというふうな規定をしている。

(委員) 今言っているのは、法的にもできないということか。

(議事課長) はい。

(委員長) 結果的にこう集めた中で、それまではできるっていう考えだ。本当は2万円使うけど、その中の2,000円。ここで今から決めることだが、2,000円までしかできないみたいな。皆どれぐらい使うかわからないから、結果として最高額になるっていうような感じじゃないか。

この問題については、もう一度、会派に持ち帰ってということだ。それで議事課長、もしこれやるのであれば、条例も変えていくということになるのか。

(議事課長) 按分率の考えを整理するのであれば、手引きの改正だけで大丈夫だ。

(委員長) 本日出た意見については持ち帰り会派の協議をお願いする。なお、意見についてはまた事務局で取りまとめ、後日ラインワークスで配付する。日にちはまた後で決める。

それでは、携帯電話代を支出対象とすることについてはいかがか。

(委員) 一番最後の7番の政務活動費の交付対象個人の議員とする場合の検討事項これをちょっと先にしたら、ガソリン代とか携帯は、また違うことになるかなという気がする。

(委員長) それでは政務活動費の交付対象を個人の議員とする場合の検討事項2をご覧いただきたい。このことについて、皆さんでご協議いただきたいと思う。

(委員) 7を先か。

(委員長) 7を先にもう一回もどりたいが、いかがか。

(委員) 私は基本的に個人にすべきだと考えているので、管理は年度の初めに一括でいただき、しっかりとした報告書と一緒に残金を返還する。収支報告書なんかは、これもホームページで今ちらっと松山の見せてもらったら、しっかりそういうフォーマットもでき上がっているの、そういうのを参考にして、個々の責任として進めていくべきなんじゃないのかなと思う。購入品の使用目的の明確化とあるが、それも含めて、個人の責任なので、と考える。

(委員長) 他にご意見は。

(委員) 7のところは、議員個人26口座とあるが、今、無会派の方は一個一個になっていると思う。やろうと思えばやれないことはないのではないか。

(委員長) 一番最初に皆さんに聞いていただきたいのは、会派で管理するか、個人で管理するかと

いうことを、皆さんの会派に帰って聞いていただきたい。それはよろしく願います。結局、皆さんがどんな考えか分からないが、会派ですか個人ですかということを決めていただきたい。事務局はどうか、一応事務局としたら個人で支出する金額は別にあると思うが。一人一人にいくら出たっていうのはあるから、それを通帳では会派で管理しているけれども、一応出た出ないというのは、事務局のほうでは個人で管理しているので、金額が違う運用になるのか。そうなってきたら、考え方として会派で使う分っていうのは、先ほど委員が言われたような感じはなくなってくるのではないかと思う。一応、このことについては会派に持ち帰って、皆さんのお話を聞いていただきたいと思う。携帯電話についてはどうか。

(委員) 携帯電話は月にいくらかということで、私らは10分間かけ放題とかいうものでやっているの、大体皆そういうふうになっていると思う。

(委員) 先ほど事務局から話があった、携帯代金の3,000円を定額で賄えますよと言うのはだめなんじゃないか。

(議事課長) 説明がちょっと十分でなかったが、その定額的な支給っていうのは、「使っているか使っていないかわからない状態で皆さんに一律何千円っていう形で支給するのは駄目ですよ」という規定で、実際にその金額以上使っているという領収書があれば、そのうちの3,000円とかの支給については大丈夫というそういう考えだ。

(委員) そしたら私は、かけ放題で6,000円を払っているとすれば、その領収書があったらそれは認めてもらえるのか。領収書として有効かどうか。

(議事課長) 6,000円の領収書の中に、通信の部分が含まれている場合には、その部分については、ちょっと難しい。その中に10分間かけることができるという金額が入っている場合に、もともと入っている部分を、政務活動費で見えるようにするのかどうかという検討は必要になってくると思う。こちらの資料の方に上げさせていただいているが、その基本料金部分は、政務活動ではなくても一律に必要なものだから、それは対象とするのかしないのかとか、かけ放題ももともと日常生活で入っているものだから、その部分も政務活動費の一部を充てるようにするのが適切なのかどうかとか、そういったものが、各議会でいろいろ取り決めをしているので、そこをまたこれから検討して、新居浜市議会としてどうするかという取り決めが必要になってくる。

(委員) 按分率と上限で決めて、使いたい人はもう制度上使えるようだけしておいて、使いたい人は、通話料の部分だけ出せるような、そういうパックのようなものにして使ってもらったら良いのではないか。

(委員) 私自身は政務活動の中で、調査研究・広聴で、住民相談。これは細かく言うのはガソリン代とか電話代が一緒だと思った発想で意見を出している。何で分けるのか、分ける必要がないんじゃないかと思う。議員の活動として市民に対して、起こっている調査研究、広聴、住民との相談、それで携帯や車も使う。ですから、これは一つの活動だという感覚で、私は、感じている。それと、細かい話になった携帯電話の通信については、今携帯電話の通話機能だけを使うわけじゃないので、何で通信だけ切り取るのかなっていうのは、ちょっと理解できない。ただ、携帯を持ったら、平均的には7,000円～8,000円は最低かかるから、その中で、議員活動には使いませんか、携帯を2台

持つのは非現実的な話なので、私は、日常の活動の中で一般生活とどうかするのであれば、やっぱり何分の1っていう、按分しかやりようがないと思っているので、その中から、携帯の契約の中で、通信だけ抜かないかんというのは、私はちょっとよく理解できない。

(委員) 資料にも書いているが、これ(タブレット)があるので。もしそうやってしてしまうと、この部分も、逆に政務調査費からお金を一部出さないといけなくなる。

(委員) いや、タブレットで通信を保障しているから、携帯のスマホの通信を抜かなければならないということ自体も、理解できない。タブレットはペーパーレスのためにだし、また通常のためにだし、通信機能も使いますけども、市民とのLINE通話とか、周囲の方で使う方がいてもいいと思いますが、このタブレットはほぼ使わない。

(委員長) これも難しい問題なので、会派に帰って意見を聞いていただきたい。

6番で、個人が発行する広報紙を支出対象とする場合の検討事項をご覧ください。このことについて、何か意見はあるか。ここに書かれていないことについても意見があればお願いします。

(委員) 広報紙の費用の範囲、政務活動費で今、支出してるのは印刷代のみか。配布の費用は対象外だったか。

(議事課長) 発行にかかる経費として、印刷製本や折込代といった経費も含めて発行にかかる経費として、対象としている。

(委員) 個人になった場合、個々で出そうと思ったら全戸配布なんかは、到底金額的に無理だと思う。個人になった場合でも、会派で例えば5人いたら、5人分を全部一緒にして、それを発行することは可能なかどうか。

(議事課長) 個人となった場合に会派全体として、5人で出したりするようになった場合に、またこれもルールづくりが必要になるかと思う。領収書を、5分の1ずつ分けてそれぞれ個人から5分の1ずつ出すという、そういうルールを作るとか、そういったような取り決めは必要になってくると思う。他の購入費についてもそうなる。共同購入をする場合に、個人それぞれが割り当てられた金額を持ち寄って、一つ大きなものを買うとか、その管理をどうするかとか、そういったような、ルールも必要になってくるかと思う。

(委員) 委員さんが言われた、もともと1万8,000円しかキャパがないのに、携帯代、ガソリン代、印刷代使ったとなれば、残らなくなる話だ。そもそも、頭を決めないと3万円なかったら何もできない。1万8,000円で話をする方が無茶な話だというのは、分かって欲しい。1万8,000円から、これだけ全部取っていったら、残らない。まず、金額を上げていくところから話しを始めないと、委員長、これ、やるだけやって足らんかったねって話に多分なるんだろうから、まず増額をどうするかだ。

(委員長) 政務活動費を1万8,000円から3万円に増額するという意見も出ているが、金額の増額について意見はありますか。というのは、今までの政務活動費の実績だが、平成28年度が83%、平成29年が77.2%、平成30年が69.3%。令和になって、元年が72.7%、これは11ヶ月だが、その次がコロナになっていたので15.5%を30%。令和4年で54.6%、令和5年で38%と、この間はコロナのためにいろいろ自粛していたのではないかと思う。それで、令和6年度、今年になっては、3月26日現在で60.9%だ。だから皆さん、この政務活動費を3万円に増額ということもあるが、今までの使

い方であれば、これも執行されるのが難しいから、これだけいるのかどうかという議論もあると思うし、いろんな、先ほど言われた携帯とか、他に、個人とかに広げるようだったら、この3万円にしても、使えるのかもしれないが、それについて、最初の議論をしてないと、この3万円に上げるっていうのもどうかなっていう気はする。この3万円に上げるについて意見はいかがか。

(委員) 宿泊費なんかも上がっていて、これも、多分30年間上がってない。なので、本当に根拠はないが3万円ぐらいが妥当なのかなと思っている。

(委員) 根拠はないことはない。別に隣を見て決めるのは、理屈にならないなんて言われるかもしれないが、最初に県下の他市の状況のリストを事務局がまとめていただいた中で見て、その中で、それが世間並みに認められるという金額で3万円って出る感覚は、決して理屈がないとは思わない。

(委員) 皆は毎月毎年活動して、政務活動費の請求はしていないが皆使っている。使ってはいるが、今の政務活動費の枠の中で、さっき議論があったが、ほとんど使えないようになっている。そこが問題である。だけどそれを何とかしないといけないけど、非常に制約が多すぎる。まずそこからきちんとしなかったら、それでできなかつたら、これ、いくら上げたって、同じことになると思は思う。先ほど執行率が色々発表されたが、これは残っても構わないと思う。

(委員長) 他にご意見は。

(委員) 携帯電話代とか、いろいろな話があるが、実際に金額的に一番たくさん使うのが自分だと自分の通信を作ったりである。会派で行う場合は年間1回程度で、あとは個人通信が結構発行する時にお金もいるので、あと電話とかガソリンとかいうのはあんまり正直な話気にしたことはない。そういう通信を作る場合に、今、会派という縛りがあって非常に使いづらい。それで皆、今回だったら2人が一般質問をして、こんなことになりましたという報告もあるので、個人通信をメインに市民の皆さんにも知ってもらおう。議員ってこれだけ動いているんだということを知ってもらおう意味では、そういうところで、お金が必要なので、という話を持っていけば、市民の方にも伝わるのかなという感じはする。だから、絞り込んでやった方が、ちょっと話が前向いて話が進むような感じがするのだが。

(委員長) いわゆる最初に言われたように、個人に支出ということか、会派に一律じゃなくて。個人個人か。

(委員) 私たちは、個人は広報紙発行にこのお金を使えないので、私たちのポケットマネーで支出している。

(委員長) いろいろ意見は出たが、これをまとめるのはちょっと至難の業というか、事務局と相談してみて、もう一度検討したいと思う。増額の議論については対象範囲の見直し後の執行状態を見てから、ということにしたらどうかと思うが、今回増額の検討をするかどうかについても会派の協議をお願いします。政治活動していく中で、使いやすくしようというのが皆さんの考え方だと思うので、本当に実際使っていることを使えないっていうのが現状だとも思っているので、その辺も含めて、ご協議いただきたい。それで、政務活動費の交付対象を個人の議員とすると、これまでの交付方法と全く変わることになるので、十分にご協議していただくようお願いする。今は個人で幾ら使ったかっていうことのホームページでの公開になるので、その分もお話していただきたいと思う。

今後の委員会の進め方だが、政務活動費見直しの方向性が決まったら、保留としていた議員報酬の増額、現状維持等の結論を出したいと思うが、政務活動費についてのご意見が多岐にわたり、協議に時間がかかるようであれば、先に議員報酬の結論を出したいと思う。これまで報酬に関して出された意見を、別紙3にまとめている。また、これまで提供した報酬に関する資料も踏まえて、会派でご協議いただき、意見集約をお願いする。

(委員) 会派に持ち帰ってくださいってこと。

(委員長) はい。

(委員) 報酬に関して、これまでの議論の中で、我々が決めることじゃなくてもう、当たり前のことなので。ただ、議長を通じて、市長に報酬審議会を開いていただきたい。ついては、議会としての意向、この委員会としての意向を議長を通じて市長に伝えて、意図は言わないかんですけれども、それがまとまってないんですかね。まだ全然出ませんでした。

(副課長) 意見は出てきましたが、委員会としての結論はまだでていない。

(委員長) 委員会としての結論は出てない。ちなみに今度、48万2,000円で26人だったら、給料が1,253万2,000円です。それで24人で割ったとしたら、52万2,166円になる。それを全部にあてるか、それとも幾らかにするか、妥当な線というのが分からない。

(委員) 算数の問題の一つとしては聞くが。これまでこの委員会で出た、私自身も申し上げたが、30年間の流れの中で言えば、議員定数っていうのは、34から今度は24にしますという提案を出す。30年前、34のときの議員の報酬というのは、20年前でも良い。20年前の報酬っていうのは、今の私らの報酬よりも1万円ほど高かった。1万何千円か。このずっと過去からの流れの中で。議員の数が少ない方がいいとは決して思わない。ただ、人口減少のこともあるし、実際過去においては、こんなに多い人数がいてもいいのかという市民の厳しい意見もあったのも事実だと思う。そういう中で、議員定数の削減というのは、いろんな思いの中で自分たち自身で決めてきたわけで、34名が今度24名になろうとしているということと、報酬は逆に減ってきたという、それも一緒に考えていただきたいと思う。

(委員長) それも含めて、最初に報酬についてご協議いただきたいと思うので、皆さん、四国中央市とか、西条市を見ても、議員定数を削減した時に、市長の方に、議員から答申している場面もあるので、新居浜市としてもそのようにしていきたいと思う。次回の委員会は、課長と担当書記が変わったので、新年度になって相談してから連絡するのでよろしくをお願いします。